

「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」の結果概要

1. 安定・効率輸送協議会について

日時：令和3年12月22日（水） 10:00～12:00

場所：オンライン

2. 議事概要

- 安定・効率輸送協議会の設置目的や構成等について、関係者間で再確認。【資料1】
- 海事産業強化法により改正された船員法、船員職業安定法及び内航海運業法について、国土交通省海事局より法改正を行うに至った背景や各法律の改正内容について説明。【資料2, 3, 4】
- 内航海運側より、下請けオペレーターに対する船員の過労防止措置規定の適用、船員の労働時間管理等におけるデジタル化や海上におけるWEB環境整備の進捗状況、荷役時の作業分担や荷役や入港待ち等が発生している実態、及び安全対策に係るコスト負担に関してコメント。
- 荷主業界と内航海運業界との連携強化に向けた取組について、国土交通省海事局より、現在進めている取引環境改善のためのガイドラインの作成及び内航海運の生産性向上に向けた調査事業の取組を紹介。【資料5, 6】
- 併せて、荷主業界と内航海運業界との間で内航輸送の現状や課題等について情報共有し、その対応策等について意見交換を行うため、令和4年度以降も本協議会を継続的に開催するとともに、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上に向けた取組を実行性のあるものにするため、両業界の経営層（役員クラス）とも直接対話する機会を設けることを提案。【資料7】

3. 成果及び今後の取組

- 船員法、船員職業安定法及び内航海運業法の改正内容について周知を図った。
- 制度改正を契機に、荷主業界と内航海運業界との連携強化に向け、本協議会を継続的に実施するとともに、両業界の経営層（役員クラス）による対話の機会を設けることについて理解を得られた。
- 取引環境改善のためのガイドラインの作成や生産性向上に係る調査事業の進捗状況の共有等を図るため、今年度中に再度合同部会を開催するとともに、両業界の経営層（役員クラス）による対話の実施を目指す。